

令和6年度

いじめ防止基本方針



桜並木学園
つくば市立並木中学校

桜並木学園つくば市立並木中学校 「いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。
(いじめ防止対策推進法より)

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめは、すべての児童生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、さまざまな活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒一人一人が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 学校・学園におけるいじめの防止等に関する基本方針

(1) 学園のいじめ基本方針

- 小中一貫教育を通して、豊かな情操と道徳心を養う教育の推進
- 小中一貫教育を通して、心の通う対人関係を構築できる能力の育成
- 全教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実
- つくばスタイル科を生かした人権教育の充実

(2) めざす学園像

- 児童生徒一人一人が自ら考え学び、確かな学力や豊かな情操を身に付けさせる学園
- 児童生徒一人一人の自尊意識を育み、お互いを認め合い自他とも助け合える学園
- 児童生徒一人一人が自己肯定感・自己有用感を感じることをできる学園

(3) めざす児童生徒像

- 進んで学び、新たな発想のできる児童生徒
- 自他よさを認め思いやりの心をもって積極的に周囲と関わる児童生徒
- 可能性に向かって自ら鍛えたくましく行動できる児童生徒

(4) めざす教師像

- 児童生徒の気持ちを理解し変化を逃さない教師
- 生徒から信頼される人間性豊かな教師

3 学校・学園におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 校内いじめ防止対策委員会

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- いじめの疑いに係る情報があつた場合は、緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携を組織的に実施

(2) 学園いじめ防止対策委員会

- 地域や家庭環境が要因として絡む問題への対応
- 兄弟姉妹に係わる問題への対応
- より深刻な問題、重大事態への対応
- 構成メンバー

いじめ防止対策委員会

- 校長 ○教頭 ○教務主任
- 生徒指導主事（主任）○学年主任
- 教育相談担当 ○養護教諭 ○当該学級担任
- 関係教諭（部顧問等）○スクールカウンセラー
- スクールソーシャルワーカー

- ・該当学校職員（校内いじめ対策委員＋関係職員）
- ・学園職員（各学校校内いじめ対策員＋関係職員）
- ・必要に応じて「心理福祉の専門家、外部専門家など」

（３）実務部会（生徒指導部会）の設置

学校の対策を機動的なものにするため、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年生徒指導担当教員で構成する組織で対応する。（週１回定期開催と、状況に応じて随時開催する。）

４ いじめ未然防止のための取組（年間計画参照）

- （１）学園内の連携協力体制の整備（幼稚園・保育所も含む）
- （２）学校・学級経営の充実
- （３）人権教育及び道徳教育の充実
- （４）相談体制の整備
- （５）学校評価：いじめの再発を防止するための取組に関する内容の分析等

５ いじめ早期発見のための取組（年間計画参照）

- （１）定期的な学園いじめ防止対策委員会・生徒指導部会の実施
- （２）保護者や地域、関係機関との連携
- （３）各種アンケート等の実施
- （４）学校評価：いじめの早期発見に関する取組に関する内容の分析等

６ 年間計画

	学 校	学 園
４ 月	○いじめ対策に関わる共通理解 ○児童生徒に関する情報交換 （ふれあい指導の共通理解）	○学園いじめ防止対策委員会 ○生徒指導部会
５ 月	○「Q-Uテスト」による実態把握	
６ 月	○児童生徒の情報交換 ○児童生徒対象いじめアンケート調査 （市学校生活アンケート） ○担任等による聞き取り調査・結果まとめ	※学園いじめ防止対策委員会 ○生徒指導部会
７ 月	○三者面談の実施 ○自己評価・学校評価の実施 ○児童生徒に関する情報交換 （夏休み前ふれあい指導の共通理解） ○夏休み前スマホ安全教室	○３校連絡協議会 ○モラル研修会
８ 月	○生徒指導に関する研修	○学園合同研修会（いじめ防止）
９ 月	○児童生徒対象いじめアンケート調査	
１０ 月	○児童生徒の情報交換 ○担任等による聞き取り調査 ○弁護士による出前授業	
１１ 月	○Q-Uテストの実施（２回目） ○児童生徒対象いじめアンケート調査 （市学校生活アンケート） ○担任等による聞き取り調査・結果まとめ	○学園いじめ防止対策委員会
１２ 月	○自己評価・学校評価の実施 ○児童生徒に関する情報交換 （冬休み前ふれあい指導の共通理解） ○いじめ防止フォーラム	○３校連絡協議会
１ 月	○児童生徒の情報交換	○学園いじめ防止対策委員会
２ 月	○児童生徒の情報交換 ○児童生徒対象いじめアンケート調査 （学校内アンケート） ○担任等による聞き取り調査・結果まとめ	

3 月	○児童生徒の情報交換 ○児童生徒に関する情報交換 (春休み前ふれあい指導の共通理解)	○学園いじめ防止対策委員会
-----	--	---------------

7 いじめに対する早期対応

いじめの発見

情報の収集
迅速かつ正確に

対 応

いじめ防止対策
委員会
組織的な対応
指導方針等の策定

被害児童への対応 加害児童への対応 傍観者 観衆への対応

保護者への対応

学級、学年全体への指導
全児童への指導

被害児童の保護者
加害児童の保護者

P T A との協力

児童への指導の継続 関係機関との連携

報告・連絡・相談

見 守 り 指 導 の 継 続

① 「いじめ」問題を発見する。

- ア 日常生活の観察やアンケート調査からの発見
- イ 保護者からの訴え、連絡
- ウ スクールカウンセラーからの情報提供

② 些細なことでもすぐに対応する。

- ア 事実関係を把握し、報告する。
「どんなことを、いつからどのようにしているのか、原因は」
生徒指導主事 → 教務、教頭 → 校長
- イ 共通理解し、今後の対策について協議する。
生徒指導部会で検討する。← 校長の指導

③ 被害児童、加害児童、傍観者・観衆への指導をする。

- ア 必要に応じて、学級指導、学年指導をする。
- イ いじめのアンケート等で実態を把握する。
(担任、学年主任、生徒指導主事)

④ 保護者への対応をする。

- (担任、学年主任、生徒指導主事、教務、教頭)
- ア 被害児童保護者
・事実とこれまでの指導の経過と今後の対応について説明
協議し理解を得る。
- イ 加害児童保護者
・事実を説明し、今後の対策について理解と協力を得る。

⑤ 状況によっては、P T A等にも説明し、協力を依頼する。

(学級P T A、学年P T A、P T A運営委員会等)

⑥ 継続指導をする。随時、指導経過を報告するとともに記録する(最低3ヶ月間)。

担任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭→ 教頭、校長

⑦ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用をはかる。

(担任、学年主任、生徒指導主事)

いじめに対する早期対応

- 当該学校で起きたいじめ事案に対して、学園内学校へ情報を提供
- 学園内兄弟姉妹への対応の確認
- 学校外で当該児童生徒と係わりのある児童生徒からの情報収集・提供
- 学園いじめ対策委員会の設置
 - ・再発防止について
 - ・いじめ等が起きた背景等の事実確認等の実施

8 重大事態への対処

各学校において、生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を迅速に行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、つくば市教育委員局に速やかに報告する。
 - (2) つくば市教育局学び推進課と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
 - (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - (4) 上記調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- 校内・学園いじめ防止対策委員会でいじめを受けた児童生徒・保護者の支援にあたる職員、いじめを行った児童生徒・保護者への指導を担当する職員への支援

いじめの対応（桜並木学園 全体図）

